

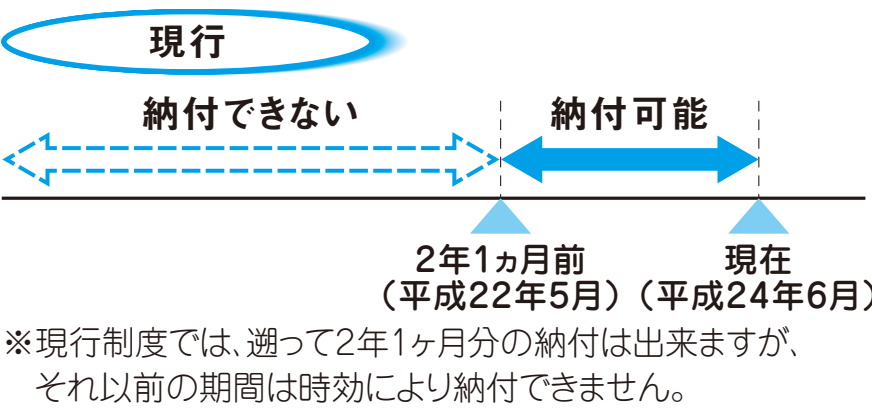
みんなの国民年金

平成24年度国民年金特集号

国民年金保険料の納め忘れがある皆さまへ **将来受け取る年金額をアップできます!!**

制度改正により、今年10月から 3年間に限り、国民年金保険料の納付可能期間が過去10年間に延長されます。

年金確保支援法施行により、平成24年10月から3年間に限り、未納となっている国民年金保険料を過去10年分まで遡って納付できるようになります。(後納制度)
※納付をするためにはお申込みが必要です。



☆後納制度のメリット

2年以上前の未納となっている保険料を納めることにより...

- 将来受け取る年金額を増額できます!
- 現時点で年金の受給資格がない人も、老齢年金の受給資格を得られる可能性があります!

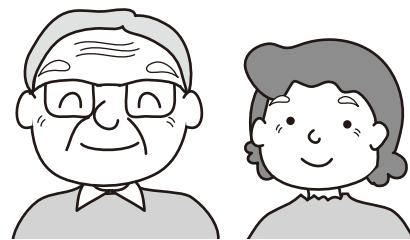
注 意

- この制度は、「施行日から3年間の時限措置」となります。
- この制度は、すでに老齢基礎年金を受けている人などは対象となりません。
- 過去3年度以前の期間は、当時の保険料に加算金がつきます。
(例)平成24年度に納付する場合の後納保険料
...平成21年度分以前→当時の保険料+加算金
...平成22年度分以降→当時の保険料のまま
- 納める際は過去10年以内の未納となっている最も古い月の分から納付する必要があります。
- 後納保険料額は政令で定められ、毎年(平成24年度から平成27年度までの間に限る)改定されます。
- 10年目は月ごとに期限が到来します。
(例)平成14年10月分→平成24年10月末が納付期限

〈お申込みから納付までのイメージ〉



- ①申込書を提出。(年金事務所・日本年金機構ホームページにて配布予定)
- ②年金事務所において申込書の審査を行い、承認された場合には納付書が発行されます。
- ③納付書により金融機関・コンビニエンスストア等で納付をしてください。



※詳しくは日本年金機構越谷年金事務所にお問い合わせください。

東日本大震災により被災された被保険者の皆さまへ (国民年金保険料免除のお知らせ)

東日本大震災により被災された皆さまには心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈りいたします。

- 東日本大震災による被災に伴い、住宅・家財・その他の財産について、2分の1以上の損害を受けられた人は、ご本人の申請に基づき、国民年金保険料が全額免除になります。
- 東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い、避難指示・屋内退避を受けた下記市町村に平成23年3月11日時点で住所を有していた人は、ご本人の申請に基づき、国民年金保険料が全額免除になります。

対象となる市町村は、福島県内の次の市町村です。

いわき市(※) 田村市 南相馬市 伊達郡川俣町 双葉郡広野町 双葉郡楢葉町 双葉郡富岡町 双葉郡川内村 双葉郡大熊町
双葉郡双葉町 双葉郡浪江町 双葉郡葛尾村 相馬郡飯舘村

※いわき市は平成23年2月分から平成23年6月分までの期間のみ対象となります。

申請手続きについては、保険年金課年金係または日本年金機構越谷年金事務所へお問い合わせください。

適用期間：平成23年2月から平成23年6月までの期間および平成23年7月から平成24年6月までの期間

申請期限：平成24年6月末日まで

公的年金の被保険者

公的年金制度は、20歳から60歳になるまでの全ての人が加入する制度です。
加入の種類は3つあり、就職や結婚などにより加入の仕方が変わることがあります。

第1号被保険者



農業・自営業・学生・フリーターなどの人

加入手続き先

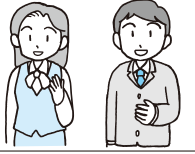
保険年金課年金係・各サービスセンター

保 険 料

平成24年度 月額14,980円

日本年金機構から送付される納付書や口座振替、クレジットカードにより納付ができます。

第2号被保険者



厚生年金・共済組合に加入している人

加入手続き先

勤務先

保 険 料

標準報酬月額×保険料率

保険料は事業主と被保険者が折半で負担し、被保険者は給与から差し引かれます。

第3号被保険者



第2号被保険者に扶養されている配偶者（年収130万円未満）

加入手続き先

配偶者の勤務先

保 険 料

個人で納める必要なし

第2号被保険者である配偶者が加入している年金制度から国民年金制度へ拠出されるので、個人で納める必要はありません。

第1号被保険者の保険料

定額保険料（平成24年度）	月額 14,980円	※付加保険料は、希望により納付できます。定額保険料に上乗せして納付することで、老齢基礎年金を受ける際に加算がされます。付加保険料のみの納付はできません。
付加保険料	月額 400円	

保険料の納付方法

毎月の保険料は、原則翌月末日までに納付します。納付書で納付する場合は、各金融機関やコンビニエンスストアで納付ができます。納付書の他に口座振替やクレジットカードでも納付ができ、口座振替利用者に限り毎月の保険料を当月末振替とすることで、保険料が50円割引になります。また、前納（一括払い）を利用すると下の表のように保険料が割引になります。

●1年前納（平成24年4月～平成25年3月）						●6ヵ月前納（平成24年10月～平成25年3月）					
毎月納付（割引なし） （平成24年度保険料×12ヵ月分）		納付書・クレジットカード払い		口座振替払い		毎月納付（割引なし） （平成24年度保険料×6ヵ月分）		納付書・クレジットカード払い		口座振替払い	
		前納額	割引額	前納額	割引額			前納額	割引額	前納額	割引額
定額保険料	179,760円	176,570円	3,190円	175,990円	3,770円	定額保険料	89,880円	89,150円	730円	88,860円	1,020円
定額+付加保険料	184,560円	181,280円	3,280円	180,690円	3,870円	定額+付加保険料	92,280円	91,530円	750円	91,230円	1,050円

※割引額は、平成24年度の保険料と各前納額との差額になります。
口座振替で6ヵ月前納を希望される場合は8月末まで、翌年度分以降の1年前納を希望される場合は2月末までに金融機関にてお手続きをしてください。1年前納の場合の納付期限および口座振替日は4月末日、6ヵ月前納の場合の納付期限及び口座振替日は10月末日です。

保険料の納付が困難な場合、免除制度があります。

●申請免除

保険料の納付が困難な場合は、申請し承認を受けることで保険料の全額または一部が免除になります。

<申請免除の適用期間と受付期間>
適用期間:平成23年7月から平成24年6月まで
受付期間:平成24年7月末まで
※平成24年7月から平成25年6月までの申請免除は 平成24年7月から受付開始となります。

- 申請免除を希望される場合は、申請者・配偶者・世帯主の所得が審査対象となります。
- 退職などの理由により、勤務先から離職票またはハローワークから雇用保険受給資格者証などが交付された場合は失業特例を受けられる場合があります。

<納付する保険料額（平成24年度）と給付との関係>

免除区分	全額免除	4分の3免除	半額免除	4分の1免除	若年者納付猶予
納付する保険料額	0円	3,750円	7,490円	11,240円	0円
年金額への反映	免除区分・期間に応じて、減額されます。				年金額には反映されません
受給権との関係	いずれの期間も、受給資格期間に算入されます。				
あとから保険料を納付する場合	10年以内なら、承認を受けた期間の保険料を納付できます。（3年目からは当時の保険料に一定の加算金がかかります。）				
備 考	4分の3免除、半額免除、4分の1免除の承認を受けた場合は、減額された保険料を納付する必要があります。納付しない場合は未納扱いとなりますので、ご注意ください。				

●学生納付特例

被保険者が学生の場合は、申請し承認を受けることで保険料の納付が猶予されます。

<学生納付特例の適用期間と受付期間>
適用期間:平成24年4月から平成25年3月まで
受付期間:平成25年4月末まで

- 申請には在学が確認できる学生証や在学証明書が必要です。
- 年度ごとの申請が必要です。

※保険料額および給付との関係は、若年者納付猶予と同じです。

●法定免除

1級または2級の障害年金や生活扶助を受けている人は、届出をすることで保険料が全額免除になります。

※給付との関係は、申請免除の全額免除と同じです。

※なお、申請免除・学生納付特例および法定免除は各サービスセンターではお手続きできません。保険年金課年金係または日本年金機構越谷年金事務所にてお手続きください。

国民年金の給付

① 老齢基礎年金

国民年金保険料を納付した期間や国民年金保険料の申請免除・学生納付特例の承認を受けた期間、厚生年金や共済組合の加入期間、合算対象期間等の合計が**25年(300ヵ月)以上**ある人が、65歳から受けられます。

平成24年度支給額	年 額	月 額
満額(40年間納付した場合)	786,500円	65,541円
25年間(300月納付した場合)	491,600円	40,966円

- ※年度内に年金支給額の改定が見込まれております。
- ※申請免除や学生納付特例、合算対象期間がある場合は、その期間に応じて年金額が減額されます。
- ※60歳までに納付月数の満たない人は、70歳までもう一度国民年金に加入をし、納付をすることで300月にすることができます。

繰上げ請求と繰下げ請求

老齢基礎年金は原則65歳からとなりますが、希望すれば60歳からでも減額された年金を受けることができます。
また、66歳から70歳までの間、受給年齢を遅らせて増額された年金を受けることもできます。
繰上げ請求、繰下げ請求における受給率は下の表のとおりです。
※なお、一度繰上げ請求をすると生涯減額された年金を受けることになり、万が一60歳から65歳になるまでの間に障害基礎年金を受ける要件を満たしても、障害基礎年金が受けられなくなるなどの給付制限があります。

請求 年齢	繰上げ請求						繰下げ請求					
	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	66歳	67歳	68歳	69歳	70歳	
受給額	70%	76%	82%	88%	94%	100%	108.4%	116.8%	125.2%	133.6%	142%	

③ 障害基礎年金

20歳前や国民年金加入中(または被保険者であった人が日本国内に住所を有している60歳から65歳になるまでの期間)にはじめて医師の診療を受けた病気やけがにより、国民年金の障害等級表の1級または2級に該当していると認められた場合に支給されます。

- 保険料納付要件(20歳前に初診日がある人を除く)
障害のもととなった病気やけがで初めて診療を受けた日(初診日)の前日において、初診日の前々月までの加入期間のうち、保険料3分の2以上納めている(免除・猶予期間も含む)こと。または、初診日の前々月までの1年間に保険料の滞納がない(免除・猶予期間も含む)こと。

② 遺族基礎年金

亡くなった人が次の要件のいずれかに該当した場合、その人に生計を維持されていた**子のある妻、または子**に支給されます。**(子とは18歳未満の子、または障害基礎年金に該当する程度の障害を持つ20歳未満の子です。)**

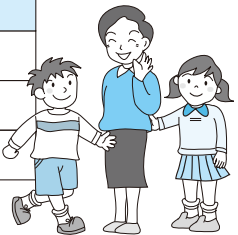
- ①国民年金加入中の人亡くなった
- ②以前国民年金に加入していた、日本国内に住所のある60歳以上65歳未満の人が亡くなった
- ③老齢基礎年金を受けていた人、または老齢基礎年金を受ける権利を満たしていた人が亡くなった

- 保険料納付要件(①・②の場合のみ必要)
死亡日の前々月までの加入期間のうち、保険料を3分の2以上納めている(免除・猶予期間も含む)こと。または、死亡日の前々月までの1年間に保険料の滞納がない(免除・猶予期間も含む)こと。

平成24年度支給額
年額786,500円(月額65,541円)＋子の加算

- ※年度内に年金支給額の改定が見込まれております。
- ※子の加算額は、下の表のとおりです。

	年 額	月 額
1人目	226,300円	18,858円
2人目	226,300円	18,858円
3人目以降	75,400円	6,283円



平成24年度支給額	
1 級	年額983,100円(月額81,925円)＋子の加算
2 級	年額786,500円(月額65,541円)＋子の加算

- ※年度内に年金支給額の改定が見込まれております。
- ※子の加算額は、遺族基礎年金の子の加算額と同額です。

- 平成23年4月1日から、法改正により障害年金の加算制度が見直され、障害基礎年金の受給権発生後に子が生まれても、障害基礎年金の子の加算対象になりました。
また、児童扶養手当の支給対象となっている場合、障害基礎年金の子の加算との選択ができるようになりました。

20歳前傷病による障害基礎年金受給者の皆さまへ

20歳前傷病による障害基礎年金を受給している人は、毎年7月に所得状況届(または診断書)が日本年金機構から送付されます。
所得状況届(または診断書)の提出期限は7月末となっておりますので、忘れずに保険年金課年金係へご提出ください。

第1号被保険者の独自給付

付加年金	寡婦年金	死亡一時金														
●定額保険料に加えて、月額400円の付加保険料を納付すると、年間の老齢基礎年金額に付加年金を上乗せして受給できます。 （上乗せ額） 200円×付加保険料納付月数 ●65歳未満の第1号被保険者が加入できますが、国民年金基金に加入している人や、国民年金保険料の免除を受けている人は加入できません。	●第1号被保険者として、国民年金保険料納付済み期間と保険料免除期間を合わせて25年以上ある夫が老齢基礎年金を受けずに亡くなった場合、妻（婚姻期間10年以上）が60歳から65歳になるまでの間支給されます。 ●支給される年金額は、夫が受けるはずであった老齢基礎年金額の4分の3の額となります。 ●死亡一時金 that 得られる場合は、どちらかの選択となります。	●第1号被保険者として、国民年金保険料を納付した月数が36月以上ある人が年金を受けずに亡くなった場合、亡くなった人と生計を同じくしていた遺族に支給されます。 ●請求期間は、死亡日から2年以内となります。 <table><tr><th>保険料納付済月数</th><th>死亡一時金の額</th></tr><tr><td>36 月以上180月未満</td><td>120,000円</td></tr><tr><td>180月以上240月未満</td><td>145,000円</td></tr><tr><td>240月以上300月未満</td><td>170,000円</td></tr><tr><td>300月以上360月未満</td><td>220,000円</td></tr><tr><td>360月以上420月未満</td><td>270,000円</td></tr><tr><td>420月以上</td><td>320,000円</td></tr></table> ※付加保険料の納付が36月以上ある場合は、8,500円加算	保険料納付済月数	死亡一時金の額	36 月以上180月未満	120,000円	180月以上240月未満	145,000円	240月以上300月未満	170,000円	300月以上360月未満	220,000円	360月以上420月未満	270,000円	420月以上	320,000円
保険料納付済月数	死亡一時金の額															
36 月以上180月未満	120,000円															
180月以上240月未満	145,000円															
240月以上300月未満	170,000円															
300月以上360月未満	220,000円															
360月以上420月未満	270,000円															
420月以上	320,000円															

年金受給者の皆さまへ ～こんな時は、こんな手続きを！～

誕生月がきたとき	ご住所や年金の受取先を変えるとき	年金を受けている方が亡くなったとき
年金受給権者現況届の提出 ●住民票コードを届出済の人は、原則提出が不要です。 ●住民票コードが未届けの人、加給年金を受けている人などは、毎年誕生月に日本年金機構から現況届が送付されます。必要事項を記入し、日本年金機構へご返送ください。	年金受給権者住所・支払機関変更届の提出 ●平成23年7月1日から、住民票コードを届出済の人は、住所変更届の提出が不要となりました。 ●住民票コードが未届けの人などは、今まで通り住所変更届の提出が必要です。 ●年金の受取先を変更される場合は、支払期間変更届を年金事務所までご提出ください。	年金受給権者死亡届の提出 ●平成23年7月1日から、住民票コードを届出済みの人は、死亡届の提出が不要となりました。（死亡の事実があってから、戸籍法上の届出期限である7日以内に市区町村に届出をした場合に限りです） ●それ以外の場合は、死亡届の提出が必要となります。 ●死亡届の提出が必要な場合は、亡くなった人の年金証書及び死亡を証明する書類を添付し、速やかに届出をしてください。届出が遅れると、年金の過払いが生じ、ご遺族にあとでご返納していただく場合があります。

～よくある質問～

年金手帳は再交付してもらえますか？

→国民年金に加入している人は保険年金課年金係または各サービスセンターで再交付の手続きができます。（10日前後かかります。）厚生年金に加入している人は、各勤務先を通じてお手続きをしてください。また、厚生年金に加入している配偶者の扶養になっている人は、配偶者の勤務先を通じて再交付のお手続きをしてください。なお、お急ぎの場合には、日本年金機構越谷年金事務所にて即日交付が可能です。お手続きの際は、顔写真付きの本人確認書類（運転免許証など）と認め印をご持参ください。

会社を退職し、国民年金に加入する際に必要なものはなんですか？

→●年金手帳
●退職日の記載された書類（退職証明書や離職票、社会保険資格喪失証明書など）
●認め印
第3号被保険者である配偶者がいる場合には同時に手続きが必要ですので、配偶者の年金手帳もご持参ください。

会社に就職したので、国民年金の喪失手続きは必要ですか？

→会社で厚生年金の加入手続きをすれば喪失手続きは不要です。市役所への届出は必要ありません。また、扶養している配偶者がいる場合は、勤務先にてその手続きも同時にしてください。

社会保険料控除証明書はいつ送付されますか？

→1月1日から9月30日までの間に国民年金の納付実績がある人は11月上旬、10月1日から12月31日までに初めて国民年金保険料を納付した人は2月頃に送付されます。

基礎年金番号や納付状況を電話で教えてもらえますか？

→基礎年金番号や納付状況といった個人情報に関わることは、お電話でのご案内はいたしかねます。窓口にてご本人確認後、年金事務所に情報の問い合わせをしたうえで回答いたします。

海外に転出した際に、国民年金の手続きは必要ですか？

→海外転出届を出す人は国民年金の加入義務がなくなります。年金係にて喪失のお手続きをしてください。任意で国民年金に加入し、納付することもできますので、ご相談ください。また、海外から転入した際にも手続きが必要ですので、年金係にお立ち寄りください。



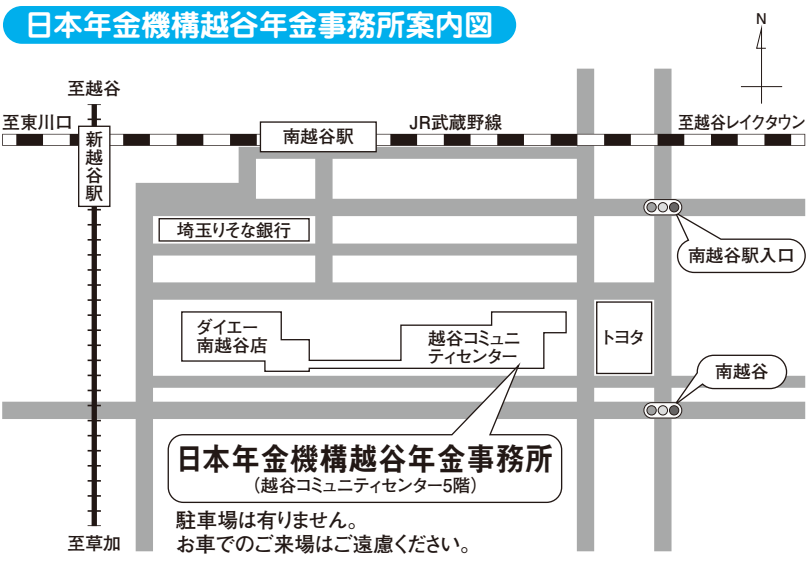
お問い合わせ先一覧

●国民年金のお問い合わせ
草加市役所保険年金課年金係
〒340-8550 草加市高砂1-1-1
☎048-922-1596（直通）
FAX 048-922-3178

●厚生年金・国民年金のお問い合わせ
日本年金機構越谷年金事務所
〒343-8585 越谷市南越谷1-2876-1
越谷コミュニティセンター5階
☎048-990-3905 または
☎048-990-3900
FAX 048-990-3910

●日本年金機構ホームページ
<http://www.nenkin.go.jp>
☆年金額の簡易試算など、さまざまなことを調べることができます。

●ねんきんダイヤル
ねんきん定期便・ねんきんネットに関するお問い合わせ
☎0570-058-555
一般的な年金相談に関するお問い合わせ
☎0570-05-1165



国民年金基金		埼玉県国民年金基金		
税制上の優遇や、国からのバックアップを受けている公的な年金制度です。国民年金に上積みして、さらに豊かな老後を保障します。詳しくは、埼玉県国民年金基金へお問い合わせください。		〈住所〉 〒330-0064 埼玉県さいたま市浦和区岸町7-12-1 東和ビル2F		
		〈電話〉 048-838-7575	〈フリーダイヤル〉 0120-65-4192	〈FAX〉 048-838-7570
		〈ホームページ〉 http://www.kokunenkin.or.jp		

